

大館市農業委員会総会議事録

令和8年1月15日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和8年1月15日（木）午後2時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 301会議室			
2. 出席委員の氏名（13名）					
2番	渡邊 久雄	11番	小畑 美恵子		
3番	岩澤 トシ子	12番	嶋田 久美子		
5番	伊藤 昇	13番	藤原 信雄		
6番	菅原 一成	15番	浅利 瑞穂		
7番	小林 大樹	16番	阿部 重信		
8番	安部 幸美	17番	畠山 繁司		
9番	斎藤 重春				
3. 欠席委員の氏名（6名）					
1番	高坂 千悦	10番	石山 元一	18番	藤盛 久登
4番	富樫 俊昌	14番	渡邊 久留美	19番	小畑 純市
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局長	渡邊 孝義			
	係長	工藤 学			
6. 議事録署名委員	7番	小林 大樹		11番	小畑 美恵子
7. 書記	工藤 学				

報 告 ・ 議 案

業務報告	1 2月総会～1月総会
報告第1号	農用地利用集積等促進計画の認可について
報告第2号	賃貸借の合意解約通知について
議案第1号	貸借権設定の許可申請について（農地法第3条）
議案第2号	所有権移転の許可申請について（農地法第3条）
議案第3号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

係長

それでは定刻になりましたので、ただ今より大館市農業委員会総会を始めさせていただきますと思います。

総会を始める前に、本日の出席委員は定足数に達していることをご報告いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会長

— 挨拶 —

係長

会長ありがとうございました。

続きまして、案件に入っていただきたいと思います。大館市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、進行をお願いします。

議長

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

大館市農業委員会総会会議規則第16条第2項の規定により、議事録署名委員の選任が必要になります。当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号7番 小林 委員、議席番号11番 小畑 委員をお願いいたします。

議長

それでは、報告に入ります。

業務報告から報告第2号まで一括して事務局から説明をお願いいたします。

局長

1 ページをお開き願います。

本会主催以外の会議ですが、12月22日月曜日令和7年度大館市農業再生協議会第1回臨時総会が大館市で行われ、会長が出席しております。12月24日水曜日秋田県農業会議常設審議委員会が秋田市で行われ、会長が出席しております。12月25日木曜日畑地化促進事業研修会が大館市で行われ、会長が出席しております。

続いて2ページをお開き下さい。

報告第1号農用地利用集積等促進計画の認可について

大館市長から農用地利用集積等促進計画を認可する通知があったので報告する。

内訳は3ページにあります。これは令和7年度10月総会において可決されたものであります。

続きまして4ページをお開きください。

報告第2号賃貸借の合意解約通知について。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったので報告する。

5ページの総括表をご覧ください。

件数の総計47件。田の305,175.13㎡、畑の8,783㎡になります。

6ページからの内訳ですが、自作するためが1件No.1、売るためが1件No.2です。借り手が農業をやめるためが9件で、6ページのNo.3から9ページのNo.11まで。経営縮小のためが6件で同No.12から11ページのNo.17までとなっております。耕作不便のためが6件でNo.18から13ページのNo.23。貸すためが24件でNo.24から21ページのNo.47までとなっております。以上となります。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

15番（浅利委員）

No.3の事なのですが、貸人と借人の住所が同じなのですがどうゆうことでしょうか。

係長

法人が代表者個人の農地を借りている形です。

局長

個人の相続人は息子さんですが、法人の清算人は奥さんであるという事でこのような形になりました。

議長

ほかにありませんか。

ないようですので、議事に移ります。

議長

初めに、議案第1号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

局長

22ページをお願いします。

議案第1号貸借権設定の許可申請について

農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請があったので、この可否について意見を求める。

23ページをお願いいたします。

経営拡張の62件、新規就農の1件で、田の414,228.13 m²、畑の7,913 m²であります。

内訳は24ページからなのですが、一人取り下げがございまして、面積の訂正をお願いいたします。田の方で414,087.13㎡に訂正をお願いいたします。内訳は24ページのNo.1から始まっていますが、訂正箇所が47ページのNo.59が取り下げとなります。

また、これに付随する別添の農地法第3条調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項第1号から第6号の不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えております。

なお、新規就農者の1件48ページのNo.63ですが、先々月まで大館市の協力隊という事で、東京出身の方です。大館市に定住しています。

説明は以上です。

議長

議案第1号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議案の審議に参加できない案件については、個別に退席して頂いて審議したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長

はじめに議案第1号No.1～25、No.27～58、No.60～63について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

無い様ですので議案第1号No.1～25、No.27～58、No.60～63について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次にNo.26について審議します。

恐れ入りますが、議席番号7番 小林 委員は退席願います。

(7番 小林委員退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

無い様ですのでNo.26について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

異議なしと認め、原案のとおり決することとします。

議席番号7番 小林委員は入室をお願いします。

(7番 小林委員入室し着席)

議長

次に、議案第2号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

局長

49ページをお願いいたします。

議案第2号、所有権移転の許可申請について。

農地法3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、この可否について意見を求める。

50ページをお願いします。

経営拡張の3件で、田の18,238.18㎡、畑の762㎡であります。

内訳は51ページのNo.1から、52ページのNo.3までとなっております。

また別添の農地法の第3条調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項第1号から第6号までの不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えております。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長

議案第2号について審議します。何かご意見ご質問等ございませんか。

2番（渡邊委員）

伺いたいんですが、No.3の農地なんですが、新規の法人の中にないものなんでしょうか。

局長

基盤整備外です。

2番（渡邊委員）

外ですか。

議長

他にございませんか。

ないようですので議案第2号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、議案第3号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

局長

53ページをお願いします。

議案第3号農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取について。

農用地利用集積等促進計画案について、大館市長から意見聴取依頼があったので、これを回答するにあたり、意見を求める。

54ページをお願いいたします。

令和7年度、農用地利用集積計画第9号であります。

10年41件で、田の合計面積が403,114.8㎡であります。

内訳は、55ページから57ページとなっております。

以上ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

議案第51号について審議いたします。

何かご意見質問等ございませんか。

無いようですので、議案第3号について、原案の通り決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案通り許可相当と決して、大館市長へ送付することとします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より、当面の日程について説明してください。

局長

58ページとなります。

当面の行事予定であります。

本会主催以外の会議等については1月26日月曜日、定例ですが秋田県農業会議常設審議委員会が秋田市で行われます。

以上となります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの行事日程について何か、質問等ございませんか。

ないようですので、事務局からその他連絡事項と何かありましたら。

議長

皆さんから何かありますか。

特にないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。スムーズな進行にご協力いただいたことに感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

係長

会長、ありがとうございました。

大館市農業委員会総会を終わります。

皆さんお疲れさまでした。

午後 2 時 30 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 8 年 1 月 1 5 日

議 長

議事録署名委員 7 番

議事録署名委員 1 1 番

農地法第3条調査書

議案第2号 No.1	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字土淵・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町笹館字羽立・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町笹館字羽立・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え る。 なお、1月10日 渡邊 久雄 農業委員と北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第2号 No.2	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町味噌内字屋布尻・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市柄沢字狐岱・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町新館字野開・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は農業廃止のため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 渡邊 久雄 農業委員と北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第2号 No.3	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市餌釣字前田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市餌釣字屋敷・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市餌釣字屋敷・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は農業廃止のため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月14日 藤原 信雄 農業委員と菅原 徹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第1号 No.1	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市根下戸字長沼布・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市根下戸町・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市根下戸町・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢化により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月14日 藤原 信雄 農業委員と菅原 徹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.2	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市根下戸字赤沼・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市根下戸町・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市根下戸町・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月14日 藤原 信雄 農業委員と菅原 徹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.3	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市根下戸字長沼布・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市根下戸町・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市根下戸町・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢化により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月14日 藤原 信雄 農業委員と菅原 徹 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.4	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市軽井沢字中谷地・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市軽井沢字軽井沢・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市軽井沢字沼ノ岱・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は病気により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月11日 畠山 繁司 農業委員と秋元 優 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.5	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市櫃崎字上野道上・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字上宅地・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字大堀宅地・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)法人は令和5年1月に設立された法人である。今後、計画に沿って耕作を行うものであり農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人以外の者が耕作してきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月11日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.6	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市櫃崎字家ノ下・・・		
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字館宅地・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字大堀宅地・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)法人は令和5年1月に設立された法人である。今後、計画に沿って耕作を行うものであり農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人以外の者が耕作してきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月11日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第1号 No.7	所有権移転 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市櫃崎字大道下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字上野道上・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字大堀宅地・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)法人は令和5年1月に設立された法人である。今後、計画に沿って耕作を行うものであり農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人以外の者が耕作してきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月11日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第1号 No.8	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市櫃崎字大道下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字上宅地・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字大堀宅地・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)法人は令和5年1月に設立された法人である。今後、計画に沿って耕作を行うものであり農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人以外の者が耕作してきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月11日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.9	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市櫃崎字大道下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字上宅地・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字大堀宅地・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)法人は令和5年1月に設立された法人である。今後、計画に沿って耕作を行うものであり農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人以外の者が耕作してきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月11日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.10	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市櫃崎字大道下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		京都市伏見区ケナサ町・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字大堀宅地・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人以外の者が耕作してきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月11日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第1号 No.11	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市赤石字赤石下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市赤石字屋布・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字高戸屋宅地・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月11日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第1号 No.12	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市櫃崎字高戸屋下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		神奈川県川崎市宮前区宮崎5丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字高戸屋宅地・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢化により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月11日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.13	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市櫃崎字高戸屋下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		茨城県ひたちなか市西大島3丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字高戸屋宅地・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月11日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.14	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市櫃崎字出川道下・・・		
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字沢端・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字大掘宅地・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)法人は令和5年1月に設立された法人である。今後、計画に沿って耕作を行うものであり農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は農地所有適格法人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人以外の者が耕作してきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月11日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.15	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市小袴字家ノ下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市釈迦内字上清水・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市大披字後沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月11日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第1号 No.16	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市小袴字家ノ下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		秋田市桜が丘1丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市大披字後沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢化により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月11日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.17	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市大披字川添・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市大披字後沢・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市大披字後沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月11日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第1号 No.18	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市小袴字家ノ下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市小袴字小袴・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市大披字後沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢化により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月11日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.19	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市小袴字家ノ下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市小袴字小袴・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市大披字後沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢化により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月11日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.20	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市大披字家ノ前・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市大披字大披・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市大披字後沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢化により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月11日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第1号 No.21	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市大披字家ノ前・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市大披字上野台・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市大披字後沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢化により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月11日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.22	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内前田字桂清水下42番 外1筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字観音堂・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内前田字前田・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率のかつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月11日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.23	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内前田字桂清水下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字金坂・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内前田字前田・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月11日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.24	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内前田字桂清水下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市松木字清水懸・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内前田字前田・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月11日 富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.25	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市二井田字大館道下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市二井田字贅ノ里・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市二井田字背中町・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 小林 大樹 農業委員と仲澤 信仁 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.26	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市二井田字寺後・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字八幡沢岱・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市二井田字贅ノ里・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 小林 大樹 農業委員と仲澤 信仁 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.27	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市二井田字杉苗出・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市二井田字村下・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市二井田字上四羽出・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率のかつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 小林 大樹 農業委員と仲澤 信仁 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.28	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市二井田字上阿久津・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市二井田字贅ノ里・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市池内字池内・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率のかつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 小林 大樹 農業委員と仲澤 信仁 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.29	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字上客路橋・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字中野・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字中野・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢化により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 渡邊 久雄 農業委員と北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.30	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字上真山・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字上客路橋・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字中野・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 渡邊 久雄 農業委員と北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.31	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字長内沢・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字長内沢・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字東長内沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 渡邊 久雄 農業委員と北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.32	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字東長内沢・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字長内沢・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字東長内沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 渡邊 久雄 農業委員と北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.33	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字長内沢・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字長内沢・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字東長内沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 渡邊 久雄 農業委員と北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.34	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字長内沢・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字長内沢・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字東長内沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 渡邊 久雄 農業委員と北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.35	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字下前田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字五日市袋・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字東長内沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 小林 大樹 農業委員と仲澤 信仁 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.36	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字下田尻・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市有浦六丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町新館字駒橋屋布・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率のかつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 渡邊 久雄 農業委員と北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.37	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字下田尻・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町新館字駒橋屋布・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町新館字駒橋屋布・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢化により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 渡邊 久雄 農業委員と北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.38	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字下前田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字上客路橋・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字中野・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は病気により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 渡邊 久雄 農業委員と北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.39	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字八面沢・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字上客路橋・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字浦田・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は病気により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 渡邊 久雄 農業委員と北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.44	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町味噌内字神明下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町味噌内字牛ヶ首・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町味噌内字屋布下・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 渡邊 久雄 農業委員と北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.40	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字上真山・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市山館字上段・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字中野・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 渡邊 久雄 農業委員と北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.41	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町八木橋字寺崎道下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		東京都町田市三輪町・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町八木橋字寺崎・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月7日 菅原 一成 農業委員と岸 恭司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.42	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町八木橋字寺崎道下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町八木橋字村後・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町八木橋字寺崎・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月7日 菅原 一成 農業委員と岸 恭司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.43	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町中野字下田尻・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町新館字駒橋屋布・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町新館字駒橋屋布・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 渡邊 久雄 農業委員と北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.45	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町味噌内字宿内・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町味噌内字屋布下・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町味噌内字鬼ヶ沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 渡邊 久雄 農業委員と北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.46	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町味噌内字宿内・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町味噌内字屋布下・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町味噌内字鬼ヶ沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 渡邊 久雄 農業委員と北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.47	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町独鈷字橋場・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町独鈷字独鈷・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町独鈷字橋場・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 渡邊 久雄 農業委員と北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.48	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町独鈷字大向田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町独鈷字日詰・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町独鈷字橋場・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 渡邊 久雄 農業委員と北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.49	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町独鈷字野中・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市川口字洞バミ・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町独鈷字日詰村上・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は譲受(借)人の希望により譲貸をすることとし、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定をし営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月10日 渡邊 久雄 農業委員と北村 鉄正 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.50	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町笹館字堅田・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町笹館字羽立・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町谷地中字中岱・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月7日 菅原 一成 農業委員と岸 恭司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第1号 No.51	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市岩瀬字大石渡沢尻・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		秋田市御野場新町1丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字大石渡・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月8日 石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.52	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市岩瀬字越山・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字羽立・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字越山・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月8日 石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第1号 No.53	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市岩瀬字越山・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字羽立・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字越山・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月8日 石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第1号 No.54	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字新金堀沢・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字中仕田・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字中仕田・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月9日 高坂 千悦 農業委員と小林 秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.55	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山田字館沢・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市山田字山田・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山田字山田・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月8日 石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.56	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字神社下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字上屋敷・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字中苗代・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月9日 高坂 千悦 農業委員と小林 秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.57	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字後野・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字後野・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字中苗代・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月9日 高坂 千悦 農業委員と小林 秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第1号 No.58	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字巻廻上段・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字天切沢・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字上屋敷・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は高齢により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月9日 高坂 千悦 農業委員と小林 秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.60	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市長坂字大巻・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市長坂字中岱・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市長坂字上岱・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月9日 高坂 千悦 農業委員と小林 秀文 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第1号 No.61	所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山田字家下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市川口字長里・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山田字山田・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率のかつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月8日 石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第1号 No.62	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山瀬字山瀬・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		岩手県北上市北鬼柳29地割・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字田の沢・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲渡(貸)人は労働力不足により規模縮小するため譲受人を探していた。今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本件の権利の設定により営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月8日 石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>

農地法第3条調査書

議案第1号 No.63	所有権移転 ・ <u>賃借権設定</u> ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町達子字中谷地・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町笹館字羽立・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市櫃崎字上宅地・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局		

条 項		不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は新規就農者として就農計画が提出されており、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する <u>しない</u>
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する <u>しない</u>
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する <u>しない</u>
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、譲受(借)人が新規就農者として譲渡人との本件の権利の設定により営農に資する計画である。 周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月7日 菅原 一成 農業委員と岸 恭司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する <u>しない</u>